

風営法施行条例が改正されました！ ～営業延長許容地域が拡大！！～

平成30年12月25日、営業延長許容地域を拡大する改正風営法施行条例が公布・施行されました。営業延長許容地域では、営業時間の制限が緩和されます。

1 営業延長許容地域とは

風俗営業は、深夜（午前0時から午前6時まで）の営業はできませんが、特例として長崎県の風営法施行条例により、

- マージャン店、ゲームセンターが午前1時まで
- 接待を行う飲食店が午前2時まで

時間を延長して営業できる地域として指定した歓楽街をいいます。

2 拡大（追加指定）された地域は

これまで、「長崎市思案橋・銅座地区」と「佐世保市京町・山県地区」が営業延長許容地域に指定されていましたが、平成30年12月25日から6市8地区に拡大されました。

これまでの営業延長許容地域

- 長崎市思案橋・銅座地区
- 佐世保市京町・山県地区



追加された営業延長許容地域

- ①長崎市浜口地区
- ②諫早市諫早駅前地区
- ③諫早市本町地区
- ④島原市高島・中堀地区
- ⑤大村市本町地区
- ⑥五島市福江地区

※ 追加された①～⑥の地域も、接待を行う飲食店は、午前2時まで営業できます。

3 特定遊興飲食店営業ができる地域も拡大

また、①～⑥の地域は、

特定遊興飲食店営業ができる「営業所設置許容地域」にも指定され、深夜にDJクラブなどの営業ができる地域になりました。

特定遊興飲食店営業とは・・・

- ①深夜（午前0時から条例により午前5時まで）の営業で
- ②遊興（客にダンスを踊らせる等）をして
- ③酒類を提供する

上記の①から③の全ての要件を満たす営業をいいます。

◇営業者の皆さんへ

「風俗営業」及び「特定遊興飲食店営業」の許可をとるには、営業所の所在地を管轄する警察署（生活安全課）に許可申請をする必要があります。

営業延長許容地域の指定範囲や人的基準、場所的基準、申請に必要な書類等、詳しくは県警ホームページ（申請・手続き）を確認してください。



